

京丹波町特産館 和（なごみ）

指定管理者募集要項

令和7年9月

京丹波町

## 目 次

1 指定管理者募集の目的	3
2 対象施設の概要	3
(1) 設置の目的	
(2) 施設の概要	
3 基本的な業務内容	3
(1) 管理運営に係る基本的理念	
(2) 法令等の遵守	
(3) 組織及び人員配置	
(4) その他	
4 業務内容	4
(1) 業務内容	
(2) 留意事項	
5 指定の期間	5
6 管理に要する経費	5
(1) 利用料金制の採用	
(2) 利用料金以外の収入	
(3) 指定管理料	
(4) 年度区分	
(5) 会計処理	
(6) 立入検査	
(7) 自主事業の企画及び実施業務	
7 応募資格等	6
(1) 応募資格	
(2) 複数の団体での共同申請	
(3) 応募資格の留意事項	
8 募集要項の公開期間、現地説明会等	7
(1) 募集要項の公開	
(2) 現地説明会	
(3) 資料の閲覧	
(4) 公募に関する質問	
9 申請の手続き	8
(1) 提出書類	
(2) 提出部数	
(3) 受付期間	
(4) 提出方法	
(5) 申請に当たっての留意事項	

1 0 指定管理者の候補の選定	1 0
(1) 選定方法	
(2) 審査基準	
(3) 面接審査等	
(4) 選定結果の通知及び公表	
(5) 選定対象の除外	
1 1 指定管理者の指定及び協定の締結	1 1
(1) 指定管理者の指定	
(2) 協定の締結	
(3) 指定後の留意事項	
1 2 その他	1 1
(1) 指定管理者の履行責任に関する事項	
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	
(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
1 3 添付様式一覧	1 2
1 4 問い合わせ先	1 3

## 京丹波町特産館 和（なごみ）指定管理者募集要項

### 1 指定管理者募集の目的

京丹波町特産館 和（なごみ）の管理運營業務を効果的かつ効率的に行うことを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例25号）の規定に基づくもので、民間事業者の有するノウハウを有効に活用することによって住民サービスの向上と経費の削減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、「地域振興・観光・交流・情報発信の拠点」「特産品の開発・販売促進の拠点」としての役割を果たす施設運営とするため、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

### 2 対象施設の概要

#### (1) 設置の目的

自然豊かな本町の環境から生産される多様な農林産物などの提供や様々なふるさと体験を通じて、都市住民等との心ふれあう交流を促進し、町の基幹産業である農林漁業を活性化させるため、特産品の開発や新たな農産物等の導入などを行い、町内に点在する観光施設などに都市住民を誘導し、サービス分野の拡大を図ることを目的として設置する。

#### (2) 施設の概要

施設の名称：京丹波町特産館 和（なごみ）

所在地：京都府船井郡京丹波町坂原上モジリ11番地

延床面積：1,621㎡（1F 1,310㎡ 2F 311㎡）

構造：鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）

### 3 基本的な業務内容

#### (1) 管理運営に係る基本的理念

- ア 京丹波町特産館 和（なごみ）の設置及び管理に関する条例に基づき適切な管理を行うこと。
- イ 公の施設であることを念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利或いは不利になる運営をしないこと。
- ウ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、適正な収入の確保と管理運営経費の節減に努めること。
- エ 利用者の意見を管理運営に反映させ、サービスの向上に努めること。
- オ 利用率向上のための活動は、指定管理者の独自の運営で行うこととする。
- カ 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制しリサイクルに努めるなど、環境に配慮した管理を行うこと。
- キ 町と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

## (2) 法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理運営にあたり、次に掲げるものをはじめ、関係する法令を遵守すること。

- ア 地方自治法
- イ 京丹波町特産館 和（なごみ）の設置及び管理に関する条例
- ウ 京丹波町個人情報保護条例
- エ 京丹波町個人情報保護条例施行規則
- オ 京丹波町情報公開条例
- カ 京丹波町情報公開条例施行規則
- キ 消防法
- ク その他関係法令

## (3) 組織及び人員配置

指定管理者は、必ず管理責任者を定め、日常業務が円滑に運営できるようにすること。また、管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保すること。

## (4) その他

管理の基準の細目については、町と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

## 4 業務内容

(1) 特産館 和（なごみ）において指定管理者が行う業務の主な内容は、次のとおりとします。

- ア 管理運営に関する業務
- イ 町民と都市住民等の交流活動に関すること
- ウ 特産品の開発、販路開拓に関すること
- エ 農林業等地域情報の収集及び発信に関すること
- オ その他町長が必要と認める業務

## (2) 留意事項

ア 業務の詳細は、特産館 和（なごみ）管理運営業務仕様書を参照してください。  
イ 管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、町の承認を得たうえで専門の事業者等に委託することは可能です。なお、個人情報の取り扱いを含む業務の再委託は、町長の承認を得てください。

ウ 事業の評価等により、指定管理の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

## 5 指定の期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間を予定しています。なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でない  
と認めるときは、指定を取り消すことがあります。

## 6 管理に要する経費

### (1) 利用料金制(承認料金制)の採用

#### ア 利用料金の收受

施設の利用料は、指定管理者が自らの収入として收受するものとする。

利用料の額は、条例及び規則で定める額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を  
経て指定管理者が定めることができる。

#### イ 利用料金の減免

指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除する  
ことができる。なお、利用料金を減免しようとする場合は、減免の基準や手続  
きについて、あらかじめ町長の許可を受けること。減免にあたっては、不当な  
差別的取り扱いをしてはならない。

### (2) 利用料金以外の収入

利用料の対象とならない「行政財産目的外使用料」は、京丹波町の収入とする。

また、指定管理者が自ら実施する自主事業については、経費及び収入ともに指  
定管理料（又は指定管理費用）の積算には含めない。

### (3) 指定管理料

指定管理者が指定期間中の管理運営に必要な指定管理料の提案を求めます。指定  
管理料の上限は次のとおりとします。

指定管理料の上限額（単年度）20,000,000円（税込）

なお、指定管理料については、提案額の範囲内で町と協議し、年度協定書を締結  
する中で定めます。

ただし、社会経済情勢の変化及び実績等により、指定管理料を変更する必要が生  
じたときは指定管理期間中であっても、町は指定管理料を変更することができる。

### (4) 年度区分

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに区分すること。

### (5) 会計処理

指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等の他の事業の会計とは区分すること。

(6) 立入検査

町は、必要に応じて施設管理、物品、各種帳簿等の現地検査を行うものとする。

(7) 自主事業の企画及び実施業務

公の施設の趣旨を生かした指定管理者が独自で立案する新たな自主事業の実施により、施設を活性化させるものとする。

なお、自主事業の実施に要する経費は指定管理者が負担し、自主事業による収入は指定管理者が収受するものとする。

7 応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次のアからカまでの全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されていない団体。

イ 本町から指名停止措置を受けていない団体であること。

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本町から指定を取り消されたことがある場合、その取消の日から2年を経過している団体であること。

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていない団体であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

カ 国税、都道府県税、市町村税町税及び町の使用料を滞納していない団体であること。

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体（以下「グループ」という。）での共同による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる団体を定めること。この場合において、他の団体は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる団体又は構成団体の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成団体間における管理業務にかかる経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。

ウ 単独に応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることができません。

エ 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできません。

オ 9(1) 提出書類のエからシまでについては、構成員ごとに提出してください。

(3) 応募資格の留意事項

ア 団体は、法人又は複数の法人からなる団体。個人は申請資格を有しません。

8 募集要項の公開期間、現地説明会等

(1) 募集要項の公開

ア 公開期間：令和7年9月17日（水曜日）から令和7年10月2日（木曜日）まで

(2) 現地説明会

ア 日時：令和7年9月24日（水曜日）

午前10時から正午まで

※開始15分前から受付を開始します。

イ 場所：道の駅「和」道路情報センター会議室

※1団体につき2名までの参加をお願いします。

※当日は、募集要項等の資料配布はありませんので、各自持参してください。

ウ 申込：令和7年9月22日（月）17時までに様式5を提出してください。

(3) 資料の閲覧

ア 閲覧資料：特産館 和（なごみ）建設工事竣工図及び1階平面図

イ 閲覧期間：令和7年9月18日（木曜日）から令和7年10月2日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

ウ 閲覧時間：9時00分から17時00分まで

エ 閲覧場所：京丹波町産業建設部商工観光課

※ 閲覧は前日までに事前予約をお願いいたします。

(4) 公募に関する質問

募集要項及び仕様書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：令和7年9月18日（木曜日）から令和7年10月2日（木曜日）の8時30分～17時まで

イ 受付方法：別添の質問票（様式6）を電子メールで京丹波町産業建設部商工観光課へ提出してください。

ウ 回答方法：質問事項に対する第1回目の回答は、現地説明会で行います。

現地説明会以降の質問回答は、随時電子メールで現地説明会参加団体全てに送付します。

## 9 申請の手続き

申請を希望する団体は、下記に掲げる書類を提出してください。

### (1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（規則に定める別記様式）
- イ 特産館 和（なごみ）の管理に関する事業計画書（様式1）
- ウ 特産館 和（なごみ）の管理に関する収支計画書（様式2）
- エ 指定を受けようとする団体(以下単に「団体」という。)の定款その他これらに類するものの写し
- オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人でない団体にあっては、代表者の身分証明書
- カ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- キ 団体の前事業年度の収支計算書及び貸借対照表
- ク 団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- ケ 団体の事業報告書(作成している場合に限る。)
- コ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類
- サ 応募資格にかかる誓約書（様式3）
- シ 提出書類のうち該当がないものについての申立書（様式4）

### (2) 提出部数

各15部（正本1部及び副本14部 副本は複写可）とします。

### (3) 受付期間

令和7年10月6日（月曜日）から令和7年10月16日（木曜日）までの土曜日及び日曜日を除く9時00分から17時00分まで。

### (4) 提出方法

「14 問合せ先」に記載する場所まで持参してください。

### (5) 申請に当たっての留意事項

- ア 複数の申請の禁止  
1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。
- イ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合申請はなかったものとして取り扱うこととします。
- ウ グループの構成団体の変更  
グループで応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと町が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

その際には、変更の旨を問い合わせ先までご連絡下さい。

エ 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式7）を提出してください。

提出場所：問合せ先に同じ

オ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

カ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

キ 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理候補者の決定の公表や町議会における指定議案の審議等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ク 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、京丹波町情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします。（非開示情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報。）

ケ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

コ 本事業提案応募のために説明会、現地見学等、定められた機会を除き、町から便宜を図ることはできません。応募者は町が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

サ 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

シ 関係法令を承知の上で申請してください。

## 10 指定管理者の候補の選定

### (1) 選定方法

町は指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定するため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は次の審査基準に基づいて各委員がそれぞれ審査を行い、評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者（案）とします。同点の場合は下記（ア）、（イ）の順に判定し、指定管理候補（案）を決定します。

（ア）各委員がより高い点数を付けた人数の多い者

（イ）くじ引き

町は選定委員会の答申を踏まえて、最も適当と認める団体を指定管理候補者として選定します。

### (2) 審査基準

審査基準は、以下のとおりです。

ア 事業計画の内容が特産館 和（なごみ）の買い物等利用客の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること、並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有する団体であること。

エ その他町長等が公の施設の性質等に応じて定める基準に適合していること。

### (3) 書面審査及び面接審査

ア 施設所管課による受付審査、資格審査を行った後、選定委員会において書面審査及び面接審査を行います。

イ 面接審査は、一定時間内でのプレゼンテーションに続いて申請書類等に対する質疑応答を行います。面接審査の日時、場所等については、当該申請者に対して書面で通知します。なお、面接審査の順番は申請書の受付順とします。

### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果の通知は、町が指定管理候補者を選定した時点で行うものとし、選定委員会の審査結果と町が選定した指定管理候補者を当該申請者全員に書面で通知するとともにホームページに公表します。

なお、選定結果の疑義については受け付けません。

### (5) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

ア 委員等に個別に接触した場合

イ その他不正な行為があった場合

## 11 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、町議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補の選定」で選定した団体を指定管理候補者として、町議会に提案し、議決されれば指定管理者の指定となります。

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定に基づいて公示を行います。

### (2) 協定の締結

町と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、以下のとおりです。

- ア 指定管理者が行う業務の内容に関する事項
- イ 町が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- ウ 管理を行う場合に取り扱う個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- エ 事業報告に関する事項
- オ その他町長等が必要と認める事項

### (3) 指定後の留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(イ) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(エ) 仕様書に定める事項の履行に支障があると認められるとき。

## 12 その他

### (1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設一般利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設一般利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに町に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、町に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、

協定で定めます。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難な場合は、町は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第2順位、第3順位」の）団体と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、町と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

13 添付様式一覧

別記様式 指定管理者指定申請書

様式1 特産館 和（なごみ）の管理に関する事業計画書

様式2 特産館 和（なごみ）の管理に関する収支計画書

様式3 誓約書

様式4 申立書

様式5 現地説明会参加申込書

様式6 質問票

様式7 辞退届

14 問合せ先

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

担当課／産業建設部商工観光課商工観光係

電話／0771-82-3809

メール／shoko@town.kyotamba.lg.jp

ホームページ／<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>

## 指定管理者募集スケジュール

令和7年9月17日（水曜日）	募集要項の配布開始 現地説明会参加申込受付開始
令和7年9月18日（木曜日）	質問受付開始（様式6） 資料の閲覧開始
令和7年9月22日（月曜日）	現地説明会参加申込締切（様式5）
令和7年9月24日（水曜日）	現地説明会
令和7年10月2日（木曜日）	質問受付締切 午後5時まで 資料の閲覧終了
令和7年10月6日（月曜日）	申請書受付開始
令和7年10月16日（木曜日）	申請書受付終了
令和7年10月27日（月曜日） ～11月7日（金曜日）	書面審査 面接審査 指定管理候補者の選定
令和8年 1月上旬～ 3月中旬	管理者と協定内容の協議開始 協定書の締結
令和8年 4月 1日（水曜日）	指定管理者による管理運営の実施

指定管理者指定申請書

年 月 日

京丹波町長 様

主たる事務所の所在地  
名称  
申請者 代表者の氏名 (印)  
電話

次の公の施設の指定管理者として指定を受けたいので、京丹波町公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第3条の規定により申請します。

1 指定管理者の指定を受けたい公の施設の名称及び所在地

施設の名称	京丹波町特産館 和（なごみ）
施設の所在地	京都府船井郡京丹波町坂原上モジリ 1 1 番地

2 添付書類

- (1) 特産館 和（なごみ）の管理に係る事業計画書（様式1）
- (2) 特産館 和（なごみ）の管理に係る収支計画書（様式2）
- (3) 法人等の定款、寄付行為その他これらに類するものの写し
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書
- (5) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (6) 団体の前事業年度の収支計算書及び貸借対照表
- (7) 団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- (8) 団体の事業報告書（作成している場合に限る。）
- (9) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類
- (10) 応募資格にかかる誓約書（様式3）
- (11) 提出書類のうち該当がないものについての申立書（様式4）

様式1

京丹波町特産館 和（なごみ）の管理に関する事業計画書

※以下の事項について漏れのないよう記載してください

※「〇年以内に必ず実施する。」「目標として〇年以内に実施したい。」等、実施年及び実現可能性がわかるよう記載してください。

第1. 町民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
1. 団体の理念、姿勢及び社会的責任
（1）団体の運営方針
2. 公の施設の利用者への対応
（1）サービスを向上させるための方策
（2）利用者の要望の把握及びその実現の方策
（3）利用者からの苦情を未然に防止し、対処する方法
第2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること
1. 類似施設の運営実績
2. 効率的運営及び効率化への取り組み
（1）特産館「和」の管理運営の基本的な考え方
※地域の活性化や地元雇用の創出について、施設の設置目的、施設の機能、仕様書に示した内容等を踏まえ、それらを実現する上での施設の管理運営のベースとなる基本的な考え方を記載してください。
（2）各施設の運営の基本的な考え方
※産地形成促進施設（直売所、加工品販売、フードコート、加工施設、多目的交流室）、イベント広場、バーベキューガーデン、屋外公衆便所、駐車場等管理する施設ごとに運営方針を記入してください。
① 産地形成促進施設の運営方針
② イベント広場の運営方針

③ バーベキューガーデン運営方針
④ 屋外公衆便所、駐車場の運営方針
⑤ 道の駅「和」道路情報センターとの連携等運営方針
(3) 指定期間における具体的な達成目標
※指定期間における来客数、売上等の具体的な達成目標を、示してください。
(4) 町、関係機関との連携についての考え方
※施設の管理運営にあたって、町や国（国土交通省・府等）との協働について具体案を記載してください。 ※第3期京丹波町まち・ひち・しごと創生総合戦略等を参考に観光・交流人口の拡大等町施策との連携についての考え方を記載してください。
(5) 特産品開発等6次産業化の推進についての考え方
(6) 地域の各種団体との連携についての考え方
※地域の各種団体との連携を強化するための具体的な方策等を記載してください。
(7) 施設利用促進のための取組
※広報・PR、イベント開催等、施設の直売利用者、来訪者等を増加するための取組について具体的に記載してください。
(8) 施設及び設備の維持管理の考え方
※施設及び設備の機能を良好に保つための維持管理方法について具体的に記載してください。
(9) 管理運営組織
別紙 職員体制の確保の(ア)に記載してください。
(10) 職員の職種等
別紙 職員体制の確保の(イ及びウ)に記載してください。
(11) 外部委託について

<p>※外部委託をする場合には、その範囲や責任分担等のあり方を記載してください。</p>
<p>(12) 収支改善のための取り組み</p> <p>※広報・PR、イベント開催、販売方法の改善等、売上げの向上のための取組について具体的に記載してください。</p>
<p>(13) コスト縮減の為の取り組み</p> <p>※管理運営をするにあたり、コスト縮減の為の取組について具体的に記載してください。</p>
<p>(14) 自主事業の実施</p> <p>※サービス向上、収支改善等につながる自主事業の実施の具体案について記載してください。</p>
<p>(15) 地元雇用の考え方</p> <p>※地元雇用についてどのように考えているかを具体的に記載してください。</p>
<p>3. 指定への意欲及び熱意</p> <p>※指定管理者を応募した理由を記載ください。</p>
<p>第3. 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること</p>
<p>1. 団体の安定性及び継続性</p>
<p>2. 団体運営の公平性及び透明性</p>
<p>3. 団体運営における法令（条例を含む。）の遵守</p>
<p>4. 情報セキュリティー対策への取り組み</p>
<p>5. 施設管理の安全性への配慮</p>

6. 職員の研修
第4. その他
1. 地元貢献度等実績等 ※新規候補者は計画
※これまでの地元貢献度について、自己評価を記載してください。新規候補者にあつては地元貢献に向けた計画を記載。
2. 施設の現状に対する考え方及び将来展望
※一般利用者等の意見収集方法、反映方法の具体案について記載してください。
3. 苦情等への対応方法
※苦情等への対応方法についての具体案について記載してください。
4. 組織及び職員の配置計画

別紙 職員体制の確保

(ア) 特産館 和 (なごみ) 管理運営組織図

※以下の組織図は例示ですので、適宜、訂正の上、記載してください。



人員計 ( ) 人

(イ) 職員の職種等

注1) 組織図に記載された職員全てについて、雇用関係の欄には、「常勤」または「非常勤」、「臨時職員」、「パート職員」、「委託職員等」の分類を記載してください。

注2) 人件費の合計額 (A) は収支計算書 (様式1の2) の令和3年度人件費の額と一致させてください。

職種 (職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	類似業務の経験年数	人件費 (千円)
駅長					
合計					(A)

(ウ) 職種 (職名) 雇用関係

配置場所	職員配置の時間帯	常勤職員 (人)	非常勤 (人)	〇〇〇〇 (人)	〇〇〇〇 (人)
直売所	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
その他	～				
	～				
	～				
	～				

注1) 1日の標準的な職員配置を勤務時間帯と職種別に記載してください。

注2) 上記 (イ) 職員の職種等の表と合致するように記載してください。

様式2

特産館 和（なごみ）の管理に関する収支計画書（前期）

（金額単位：千円）

		R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	備 考
収 入 項 目	指定管理料収入						
	施設使用料収入						
	その他収入						
収入合計（A）							
支 出 項 目							
支出合計（B）							
（A）－（B）							

- 注）1．金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入して下さい。  
消費税及び地方消費税は10%で積算してください。
- 2．積算根拠等を備考欄に記載して下さい。（別紙として作成してもかまいません。）
- 3．施設等維持管理費については、内訳を別紙に示して下さい。（A4版、様式任意）
- 4．その他の欄に金額を計上する場合は、備考欄に内容等を記載して下さい。

様式2

特産館 和（なごみ）の管理に関する収支計画書（後期）

（金額単位：千円）

		R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度	備 考
収 入 項 目	指定管理料収入						
	施設使用料収入						
	その他収入						
収入合計（A）							
支 出 項 目							
支出合計（B）							
（A）－（B）							

- 注）1．金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入して下さい。  
消費税及び地方消費税は10%で積算してください。
- 2．積算根拠等を備考欄に記載して下さい。（別紙として作成してもかまいません。）
- 3．施設等維持管理費については、内訳を別紙に示して下さい。（A4版、様式任意）
- 4．その他の欄に金額を計上する場合は、備考欄に内容等を記載して下さい。

誓 約 書

令和 年 月 日

京丹波町長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

当団体は、特産館 和（なごみ）指定管理者募集要項に定める応募資格中の下記事項について、すべて該当する者であることを誓約いたします。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されていない団体。
- 2 本町から指名停止措置を受けていない団体であること。
- 3 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本町から指定を取り消されたことがある場合、その取消の日から2年を経過している団体であること。
- 4 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない団体であること。  
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体でないこと。
- 5 京丹波町暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹波町告示第75号）の規定に基づく入札参加除外措置を受けていないこと又は京丹波町暴力団等排除措置要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- 6 国税、都道府県税、市町村税を滞納していない団体であること。

様式4

申 立 書

令和 年 月 日

京丹波町長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

印

特産館 和（なごみ）指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の書類提出については該当ありません。

(該当ない提出書類の名称)

(該当のない理由)

## 現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

京丹波町長 様

所在地  
団体名  
代表者氏名

印

### 1 施設名

施設の名称	特産館 和 (なごみ)
-------	-------------

### 2 参加希望者

役職名	氏名

### 連絡先

団体名 : \_\_\_\_\_

担当者職・氏名 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

FAX番号 : \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

様式6

## 質 問 票

団体名 : \_\_\_\_\_

担当者職・氏名 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

FAX番号 : \_\_\_\_\_

E - m a i l : \_\_\_\_\_

NO	日付	資料名	頁	項目番号	質問項目	質問の内容	※回答
1							
2							

注) 欄が不足する場合等、適宜行を追加してください。

回答欄は記入しないでください。

様式7

## 辞 退 届

令和 年 月 日

京丹波町長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで申請した特産館 和 (なごみ) の指定管理者指定申請については、都合により辞退します。

※ 申請者欄は、グループの場合は、代表となる団体を先頭とし、すべての申請者を順に記載してください。